

業務委託契約書

委託者 _____ (以下「甲」と称する) と

受託者 一角社会保険労務士事務所 _____ (以下「乙」と称する) とは、

下記のとおり業務委託契約（以下、「本契約」という。）を契約する。

契 約 事 項	委託業務の範囲	(1) 労働・社会保険諸法令に基づく書類の作成、提出等。 (2) 労働・社会保険諸法令に基づく帳簿類の作成、管理、保管等。 詳細は別紙「委託業務の範囲及び報酬の内訳書」による。
	期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	報酬額及び 支払方法	本契約に基づく報酬額、報酬細目、支払時期及び方法は上記内訳書による。
	特約事項	

第1章 業務の範囲

(委託業務の範囲)

第1条 甲と乙は委託業務の詳細を協議し、委託業務の範囲を別紙「受託業務の範囲及び報酬の内訳書」（以下「内訳書」という。）のとおり定めた範囲とする（以下、当該業務を「本件業務」という。）。

第2章 資料の取扱い、提供及び契約不適合責任

(特定個人情報の利用目的)

第2条 乙は、甲の委託に基づき、次の利用目的のため、甲から、個人番号を含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の提供を受け、個人番号関係事務を取扱い及び本件業務を遂行するものとする。

(利用目的)

- ① 雇用保険届出事務※
- ② 健康保険・厚生年金保険届出事務※
- ③ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
- ④ 賃金計算事務等

上記①～④に付随して行う事務（特定個人情報取扱事務を含む。）

※①②の事務には、適用、給付及び助成金を含む。

(特定個人情報の利用制限)

第3条 乙は、甲から提供を受けた特定個人情報を、委託を受けた範囲でのみ使用するものとし、本契約で定めた利用目的以外には利用せず、第三者に提供しないことを約する。

(特定個人情報の安全管理措置等)

第4条 乙は甲から提供を受けた特定個人情報については安全管理措置を講じたうえで適切に取り扱うものとする。

- 2 乙は、特定個人情報の記録された磁気媒体等又は書類等を持ち出す場合は適切な安全管理措置を講じる。
- 3 乙は、自身の従業者が特定個人情報を取り扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行う。
- 4 乙は、自身の従業者に特定個人情報の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行う。
- 5 乙は、特定個人情報の紛失、破壊、改ざん又は漏えい等の事故が発生した場合には、甲に直ちに通知するとともに、損害を最小限にとどめる措置をとるものとする。
- 6 乙は、前項の事故の後、甲と協議のうえ速やかに再発防止策を講ずるものとする。
- 7 第5項の事故により甲に損害が生じた場合は、甲は乙に対して当該損害の実損の範囲内で賠償を請求できるものとする。
- 8 乙は、本契約が終了した場合は、特定個人情報及び当該複製物を甲に返還する、又は完全に消去するものとする。

(資料等の提供及び責任)

第5条 甲は、本件業務の遂行に必要な説明、書類、記録及びその他の資料(以下「資料等」という。)を、その責任と費用負担において乙に提供しなければならない。

- 2 資料等は、乙の請求があった場合には、甲は速やかに提出しなければならない。資料の提出が乙の正確な業務遂行に要する期間を経過した後であるときは、それに基づく不利益は甲において負担する。
- 3 甲の資料提供の不足及び誤りに基づく不利益は、甲において負担する。
- 4 乙は、業務上知り得た甲の秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。
- 5 乙は、甲から提供を受けた特定個人情報を所定の目的にのみ使用し、他に漏らし、又は窃用してはならない。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、引き渡された成果物が本契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、民法の定めるところにより、乙に対し、履行の追完(本契約通りの成果物を納品すること)又は報酬の減額を請求することができる。

- 2 甲は、契約不適合(乙の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。)により損害を被った場合は、乙に対して損害の賠償を請求することができる。
- 3 正当な理由なく第1項の追完がなされないときは、甲は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。
- 4 甲が契約不適合を知ったときから1年以内に乙に対しその旨を通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、第1項並びに第2項の請求及び前項の解除をすることができない。ただし、乙が引渡したときにその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(損害保険の付保)

第 7 条 乙は業務遂行にあたり、期間中有効な自らが選択する賠償責任損害保険を付するものとする。

第 3 章 反社会的勢力の排除

(反社会的勢力の排除)

第 8 条 甲並びに乙は、自己又は自己の役員若しくは経営に実質的に関与している者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持つてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を共有するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 前各号の他、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲並びに乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 本契約に関連して、乙が第三者と再委託契約（以下「関連契約」という。）を締結する場合において、当該関連契約の当事者又はその役員若しくは経営に実質的に関与する者が、暴力団員等又は第 1 項各号のいずれかに該当し、又は当該第三者が第 2 項各号のいずれかに該当する行為が判明した場合には、甲は、乙に対して関連契約を解除するなど必要な措置を求めることができる。

第 4 章 守秘義務及び遵守事項

(守秘義務)

第 9 条 乙は、社会保険労務士法第 21 条（秘密を守る義務）、第 27 条の 2（使用人等の秘密を守る義務）に基づき、業務上入手した甲及び甲の従業員に関する情報に関し、本契約終了後も第三者（家族、知人を含む。）に漏えいしてはならない。

2 乙は、自身の従業者に対して、前項同様の義務を課し、遵守させなければならない。

(特定個人情報の保護)

第 10 条 乙が業務の遂行に際して甲及びその関係者の特定個人情報を取り扱う場合、乙は特定個人情報を機密として保持し、第三者に開示・漏えいし、及び本件業務以外の目的で

利用してはならない。また、乙は、個人情報の紛失・破壊・改ざん等の防止に必要な以下の安全管理措置を講ずる。

- (1) 乙は甲及びその関係者の特定個人情報を入手するときは甲指定の担当者を通じて行うものとし、適正に入手する。
- (2) 第 2 条（特定個人情報の利用目的）に定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱わない。
- (3) 乙は甲及びその関係者の特定個人情報の取扱いについて、第三者に漏えいしないよう事務所内管理責任者を定め、管理の徹底に努める。
- (4) 乙が保有する特定個人情報について、甲の従業員本人から当該本人が識別される特定個人情報の開示を求められたときは、本人に対し、甲に開示請求すべきことを回答し、甲から乙に開示を求めた場合は、甲に対し開示するものとする。
- (5) 個人情報保護法第 22 条及び番号法第 11 条に定めるとおり、甲は乙に対して必要かつ適切な監督を行う。

（成果物の現状変更及び譲渡禁止）

第 11 条 甲は、乙の承諾を得なければ、本件業務により作成された成果物（最終成果物だけでなく途中で作成された一切のものを含む。）を変更し、及び第三者に譲渡してはならない。

（成果物の権利の帰属）

第 12 条 無体財産権（著作権法第 21 条及び第 23 条から第 28 条に定める権利。）の権利は乙に帰属する。

（再委託）

第 13 条 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、本契約に定める業務の全部又は一部を第三者に再委託することができない。

- 2 乙は、前項に基づき、本契約に定める業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合は、本契約上で自己が負う義務と同等の義務を再委託先である第三者（以下「再委託先」という。）に負わせるものとし、乙自身も再委託先の行為につき連帯して責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第 14 条 甲又は乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約に生じた権利義務を第三者に譲渡、承継又は担保に供することができない。

（契約履行状況の監督）

第 15 条 甲は、乙に対し、本契約の遵守状況につき随時報告を求めることができる。

- 2 本契約の履行を確保するため、甲は乙がとるべき措置を乙に対して指導又は指示することができる。
- 3 甲は、前二項の目的の達成のため、自身の従業員の立会いの下に乙の関係施設及び作業室等に立ち入ることができる。

第5章 契約期間

(契約期間)

第16条 表記、「契約事項」のとおりとする。

(契約の更新・変更・解約)

第17条 契約終了日の3ヵ月前までに甲、乙のいずれかの意思表示がない場合は、従前と同一の内容をもって、本契約は更新されるものとする。

- 2 甲、乙いずれかが契約内容の変更の申出をする場合には、原則として契約終了日の3ヶ月前までに書面で行うものとする。
- 3 甲、乙は本契約の有効期間中において本契約を解約する場合は、原則として契約終了日の3ヶ月前までに書面で行うものとする。

(契約の解除)

第18条 甲、乙は相手方が以下の各号のいずれかに該当する場合、直ちに本契約を解約することができる。

- (1) 本契約に違反したとき
 - (2) 正当な理由なく本件業務が行われなとき
 - (3) 甲、又は乙の信用を傷付けたとき、又は不利益をもたらしたとき
 - (4) 支払を停止し、公租公課を滞納し督促を受け、保全差押え等の滞納処分を受け、又は手形交換所及び金融機関から取引停止処分を受けたとき
 - (5) 差押え、競売又は強制執行等の公権力の処分を受けたとき
 - (6) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始等の申し立てがなされ、又は清算、任意整理に入ったとき
 - (7) 信頼関係に不安が生じたとき又は著しく信用を失墜する事実があったとき
 - (8) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録取消の処分を受けたとき
 - (9) 財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - (10) 事業を廃止し、又は合併によらず解散したとき
 - (11) 甲又は乙、自身の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等又は第8条（反社会的勢力の排除）第1項各号のいずれかに該当し、同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - (12) 乙が第8条（反社会的勢力の排除）第3項に定める措置を要求されたにもかかわらず、必要な措置を行わなかつたとき
- 2 甲及び乙は、前項に定める解除事由が相手方に生じた場合、相手方に対して有する一切の債務につき、直ちに弁済期が到来したものとみなすことができる。

第6章 報酬額・業務委託料

(業務委託料・報酬額)

第19条 表記、「契約事項」のとおりとし、内訳書に記載があるときはこれに従う。

ただし、本契約締結後、契約内容に変更が生じた場合、甲、乙は協議のうえ、業務委託料・報酬額を変更できる。

(途中解約の場合の報酬)

第20条 甲の都合により、契約期間の途中において解約する場合は、甲は既に経過した期間、又は既に履行した業務内容に相当する報酬額を乙に支払わなければならない。
なお、いかなる場合であっても乙が契約時に受領した着手料は返還しない。

(費用負担)

第21条 本件業務遂行に必要な費用は原則として乙の負担とする。ただし、本件業務の作業に増加があった場合及び甲の負担とすることを事前に甲が承諾した費用については甲の負担とする。

(出張旅費及び日当)

第22条 本件業務に伴い宿泊を要する場合の費用等については、内訳書に記載のとおりとする。

(支払方法)

第23条 原則として、甲は当月分を当月末までに乙に直接支払うか、又は口座振込みとする。
ただし、別途、内訳書に定めがある場合はこれに従う。

第7章 その他

(協議解決)

第24条 本契約書に規定のない事項並びに契約内容変更及び解釈に疑義が生じた場合については、社会保険労務士法の定めによる他、その都度、甲乙協議して解決するものとする。

(合意管轄)

第25条 甲乙において、万一、前条にて解決せず、紛争が生じた場合は、本契約に関する訴訟の管轄裁判所を〇〇地方裁判所とする。

(存続条項)

第26条 本契約終了後も、第5条（資料等の提供及び責任）第4項及び第5項、第9条（守秘義務）及び本条は有効に存続するものとする。

本契約書は2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

年 月 日

(甲) 所在地
事業所名
代表取締役

Ⓜ

(乙) 所在地
事務所名
社会保険労務士

Ⓜ

委託業務の範囲及び報酬の内訳書

<顧問報酬その他の月次報酬の目安>

報酬細目	金額(月額 税別)	摘要
顧問報酬	円	別紙顧問契約の範囲(顧問業務)による
(給与計算) 勤怠集計	円	月額基本料 20,000 円 + 1 人@1,000 円
(給与計算) 給与計算	円	月額基本料 20,000 円 + 1 人@1,000 円
合計 (A)	円	
消費税 (B)	円	(A) × 10%
源泉所得税 (C)	(▲) 円	(A) × 10.21%
月額差引請求額	円	(A) + (B) - (C)

<個別業務> 1 件毎に依頼をされる業務

報酬細目	金額(税別)	摘要
社会保険算定	円	基本料 20,000 円 + 1 人@1,000 円
社会保険月額変更	円	基本料 20,000 円 + 1 人@1,000 円
労働保険年度更新	円	基本料 20,000 円 + 1 人@1,000 円
社会保険給付 労災給付手続き		* 基本手続きは、顧問報酬に含む。 ただし複雑な手続きは別途お見積もり
就業規則作成、届出	100,000 円～	別途お見積もり
労使協定の作成、届出	15,000 円～	別途お見積もり
年金裁定請求		別途お見積もり
助成金申請手続き		別途お見積もり
賃金台帳作成		別途お見積もり
労働者名簿作成		別途お見積もり
人事制度作成		別途お見積もり

* ご請求額は、消費税は別途加算し源泉所得税を控除した額になります。

<旅費、日当、宿泊費>

旅費	交通費実費	指定席代等を含む
日当	円	1 日当たり 3,000 円
宿泊費	円	1 日当たり 8,000 円
(報酬等の支払方法) 報酬の支払は、当月分当月末日までに振り込みとします。		
振込先名		
銀行	支店	口座種類 No.
口座名義		

顧問業務の範囲

1. 顧問業務

- 健康保険法・厚生年金保険法に基づく被保険者資格取得・喪失に関連する手続。
- 健康保険法・厚生年金保険法に基づく事業所及び被保険者の変更に関連する手続。
- 健康保険法に基づく給付に関する手続。(第三者行為災害を除く)
- 雇用保険法に基づく被保険者資格取得・喪失に関する手続。
- 労働者災害補償保険法に基づく給付に関する手続。(第三者行為災害を除く)
- 上記の委託業務に関連して行われる行政官庁の事業所調査における立会い・代理出席。
・2時間以内に終了するものに限る。2時間を超えるものの報酬は別途協議する。
・調査の種類は委託業務に関連するものに限る。
- 事業運営において必要とする労働・社会保険諸法令に基づく一般的な手続・相談。
- 事業運営において必要とする一般的な雇用管理・労務管理等に関する相談・指導。

(顧問料の目安)

人員	報酬月額	人員	報酬月額
9人以下	20,000円	70～99人	100,000円
10～19人	30,000円	100～149人	150,000円
20～29人	40,000円	150～199人	175,000円
30～49人	60,000円	200人以上	別途相談
50～69人	80,000円	—	—

(注1) 人員は、事業主(常勤役員を含む)と従業員を合わせた数です。

2. 個別業務(手続ごとに委託され、別途報酬を必要とします。)

- 給与計算業務
- 社会保険定時決定、月額変更における手続。
- 労働保険料の概算・確定に関する事務。
- 各種助成金の申請手続。
- 就業規則等各種規程の作成・改定
(就業規則の記載事項調査、相談は顧問業務に含む)。
- 賃金制度等人事管理制度構築に関する相談・指導・構築。
(簡易的な相談は顧問契約に含む)
- 2時間を超えるもの、もしくは委託業務に関連しない行政官庁の事業所調査への立会い・代理出席。
- 労働・社会保険諸法令に基づく手続で、通常範囲を超えて複雑なもの。
- 雇用管理・労務管理等に関する相談・指導であって、通常範囲を超えて複雑なもの。
- 厚生年金保険法、国民年金法等に基づく各種年金の請求手続(社員の個人的手続に該当)。
- 第三者行為災害手続き (通常範囲を超えて複雑なもの)

以上